

# 工 事 概 要

東京都住宅供給公社

1. 件 名 トミンハイム船堀三丁目ほか2団地 テレビ共聴設備改修工事

2. 工事場所 江戸川区船堀3-16-7ほか

3. 工 期 契約日の日より 114 日間

## 4. 工事概要

本工事は、当住宅の既設テレビ共聴設備を改修する。

### 建 物 型 式

トミンハイム船堀三丁目	1号棟	平成6年度建設	RC造	12階建	123戸
トミンハイム船堀七丁目	1号棟	平成5年度建設	RC造	5階建	33戸
トミンハイム一之江	1号棟	平成5年度建設	RC造	12階建	66戸

施 工 戸 数： 計 3棟 222戸及び集会室・管理人室

### 改 修 内 容：

#### 1. 受信波

地上波デジタル【9波（16、21～27、30ch）】

BSデジタル【12波（1～23ch）】

2. BS・110度CSアンテナ、増幅器、分岐・分配器、住宅内ユニット、一部同軸ケーブルの取替、UHFアンテナ撤去 1式

3. その他上記に伴う諸工事。 1式

4. 不要となるVHF用放送機器類の撤去工事 1式

## 5. 注 意 事 項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書（電気設備）によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等（クレーン付きトラック含む）による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。重点点検工事における仮設足場の架け払いは、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。（工事請負契約書約款第9条第3項の規定の場合を除く）
- 5) 工事完了確認書等の個人情報、盗難・紛失等も含め情報が漏洩することの無いよう適正に管理すること。なお、個人情報は現場仮設事務所及び車中で保管せず、自社事務所にて保管すること。

6) 重点点検工事とは、工事中に第三者に損害・被害を及ぼす危険性の高い工事をいう。本工事は重点点検工事に該当しない。

7) 点検強化工事とは、足場仮設等の点検強化を図る工事として、重点点検工事以外の足場仮設等を伴う工事のことを言う。本工事は点検強化工事に該当しない。

8) 外壁仕上げ材にアスベストが含有されているため、穿孔工事を行う場合には、『工事仕様書（建築）』及び『アスベスト含有仕上塗材の除去を伴う工事特記仕様書』に基づき適正に処理すること。処理に必要な費用については、設計変更の対象とする。